右に対する昭和二五年(あ)第二七五八号麻薬取締法違反被告事件について、昭和二六年六月二八日当裁判所の言渡した決定に対し、右の者から決定訂正の申立があったが、右決定を訂正すべき事由は認められない。

よつて、刑訴四一七条一項に従い、全裁判官の一致で主文のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和二六年七月二三日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	产品	裁判官
郎		=	松	岩	裁判官